



障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例

概念図

目的 (1条)

障がいのある人と障がいのない人が互いに権利を尊重し合いながら、心豊かに主体的に生活することができる(共に学び共に生きる)地域づくり

基本理念

- 障がいのある人が有する、自らの選択した地域で生活し、地域社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重すること。(3条1項)
- 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、障がいについての理解を深めることを基本とすること。(3条2項)

